

チーム各位

丹有バレーボール協会
会長 松岡 秀美

丹有バレーボール協会 家庭婦人チーム登録について

平素は丹有バレーボール協会発展のため、格別のご支援とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。この度令和6年度の登録について下記の通り募集を行いますので通知いたします。

記

- 1, 登録をするためには登録料を納入するとともに、構成員を表示した「登録届」を提出しなければならない。
- 2, 構成員は、丹有地区（三田市、丹波篠山市、丹波市）に勤務又は在住している者とする。但し、これに該当しない者でも本会の主旨に賛同し、その事業に協力する者であれば構成員となることができる。また、既婚者であること。但し 30 歳以上については既婚未婚を問わない。または、本協会が承認した者とする。
なお、小・中・高校生は構成員になることは出来ない。
- 3, 登録は1人1チームであること。但し、一般女子の部に登録されているチームについては「家庭婦人の部」に重複して登録することが出来る。
- 4, 一般女子の部に登録しているチームであっても、家庭婦人の部に出場しようとするチームは「家庭婦人の部」にも登録しなければならない。
- 5, 登録届に記載されていない構成員が大会への参加を希望する場合は、各大会の「参加申込書」の提出と同時に構成員の追加・変更の登録届を提出すること。（書式は追加・変更届を使用すること）
※大会当日等に届出をしても受付・参加できないので注意すること。
- 6, 大会の主催、又は共催する大会等の参加は、本会に有効に登録された者によって構成された本会登録チームとする。
- 7, 加盟・登録の有効期限は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとし、その期間内においては所属チームを変更することは出来ない。但し、大会の参加（参加申込書に無記載）していなければ、旧チームで抹消登録のうえ新チームで追加登録は可能である。
- 8, チームで電子メール対応者を定めること。代表者と異なる場合は登録届の該当箇所に、名前を記載すること。今後、協会からの連絡は電子メールおよびホームページでの対応となる。各チームでメール対応者を定め、インターネットを通じコンピュータによる Word や Excel の編集が可能になるように準備すること。

9. 登録料の納入及び登録届の提出

添付の登録用紙または、丹有バレーボール協会より書式をダウンロードし必要事項を記入後、**電子メールで提出。**

登録料は協会長杯当日会場で徴収します。

(大会不参加の場合は、後日振込先を連絡します。)

- ・申し込み期限：3月15日
- ・登録料：3,000円
- ・登録届送付先：令和6年度 家庭婦人の部役員 永福 裕美 (090-4565-1538)

メールアドレス trento_hiro_10-1@yahoo.co.jp

(登録届を郵送する場合)

〒651-1312

神戸市北区有野町有野 762

永福 裕美 宛

- ・丹有バレーボール協会ホームページ
「丹有バレーボール協会」で検索して下さい。



※「家庭婦人」と「一般女子の部」のどちらにも登録をする場合には「一般の部へ3,000円」を納入するとともに、別途「家庭婦人の部へ1,000円」を納入すること。

以上